

会議録要旨

会 議 名	第16回恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成24年9月24日(月)市役所3階301・302会議室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 雪下 章 相坂正一 松尾重喜 田中亜希子 石垣周一 菅原宏輔 藤本恵美子 事務局 広中主査 佐々木主査 大林主任

開会(委員長)	<p>本日は、第16回目の市民委員会ということで、情報公開・情報共有について部会からの報告を受けて議論したいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日ご用意している資料は、第10回市民委員会での意見から第1回及び第2回D部会までの議論の経過をまとめたもの、それと部会案としてまとめた規定文に、趣旨及び解釈などをまとめたものの2点です。</p> <p>それではD部会で意見交換をした内容について簡単にご報告いたします。はじめに、第1回のD部会では、市民委員会でもあったのですが、恵庭市のホームページが適正に管理されていないという意見が多くありました。情報発信については正確性が大事ではないかということでまとめました。</p> <p>情報公開については、行政情報を念頭に考えていますが、その他のものはないかということも考えました。第1回作業部会で出された意見を元に「たたき台」を作り、第2回作業部会で議論をしました。たたき台は、情報の共有、情報公開、個人情報保護という3条建てで作ったのですが、議論の中で「説明責任」について書くべきだろうということで4条建てとすることになりました。規定文については市民委員会の中で考えようということです。また、他市の多くは、主語を「市」又は「市長等」などとしています。議会も加えるべきではないかということになりました。</p> <p>言葉の使い方としては、「提供」は「積極的に」、「説明」は「分かりやすく」というようにしようとなりました。情報公開と個人情報保護に関しては、「別に条例で定めるところにより」と書いた部分を、条例名をずばり書いた方が分かりやすいという意見のほか、拠るべき基準となる条例名を挙げた方が適切ではないかということから、それぞれ条例名を書くこととしました。規定文の構成として、個人情報の保護には「個人の権利利益を保護するため」という目的の部分を書いてあるのに情報公開の方には無かったため、「市民の市政に関する知る権利を保障するため」ということを書き加えました。</p> <p>そういった意見交換を元に4条の部会案をまとめてあります。ほかに議論について紹介いたしますと、情報の共有の第3項で市民に対して「自ら必要な情報を収集する」と規定したところを、必要な情報というのは市民それぞれ違うし、何が必要かも市民が判断すれば良いのだからということで「必要な」という字句を削りました。その結果、「自ら情報を収集する」のか「情報を自ら収集する」のか「自ら」をどこに置くべきかということも議論をし、「情報を自ら収集する」と「収集」に力点を置こうという結論に至りました。</p> <p>部会の議論はそういう経過で、この部会案がまとまったということです。</p>
委員長	<p>それでは、D部会の案について検討したいと思います。論点になることは幾つかあると思い</p>

ます。例えば、主語を「議会及び市は」としていますが、多くの市では「市は」としています。あえて議会を入れたということはどう考えるかということが1点。そして、情報公開と個人情報保護に関して言うと、恵庭市情報公開条例、恵庭市個人情報保護条例と個別の条例名を挙げていますが、他の部分でも基準となる条例などはあるでしょうから、具体的な条例名など挙げるとなるとそういう部分でも具体名を記載しなければならないのではないかとこの2点については論点になると思います。

他にもあるかと思いますが、いろいろご議論いただきたいと思います。まずは、議会を入れたというのはどういう趣旨でしたでしょうか。

事務局 恵庭市情報公開条例で規律している情報公開の実施機関については、市長とその他の執行機関に加え、消防長と議会が入っています。個人情報保護についても同様です。このため、市と同様に議会も含めたということです。

委員長 情報の共有については理解しやすいと思いますが、情報の提供という点ではどうでしょうか。議会もどちらかと言えば市から情報を提供されて審議することになると思います。情報を提供するという点では、はたして市と同じ立場でしょうか。市民から見ると確かに議会情報も同じようにほしいということになります。議会の立場に立つと、市から情報をもらいたいということになるでしょう。その辺について考えていただきたいと思います。

もうひとつは、条例名を掲げるとその他の項目でも条例名などを掲げなくてはならなくなるのではないかとこのことです。どういう観点からでも結構ですので、ご意見をお願いします。

○ たたき台では、情報公開と個人情報保護に関して「別に定める条例」というように書いてあります。一般的にそのように用いるのですが、私は、読んで頭に入りづらい印象があります。そういう意味からすると、具体的に条例名を掲げてもらった方が分かりやすいと思います。他の部分で「別に条例」という箇所があるのであれば、同じように具体的に掲げてほしいというように思います。次に、主語の書き方で「市民、議会及び市」という並び順ですが、情報は市が多くを持っているわけですから、市が最初に来た方が適切だと思います。

委員長 いかがでしょうか。今、そのようなご意見がありました。

○ 私も具体的に条例名を入れることは分かりやすさから良いと思います。「別に条例」というのは確かに分かりづらい。議会と市のことですが、定義を決めた方が良いと思います。ぼちぼち市の定義を決めた方が良いと思います。

委員長 ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

元々、自治基本条例が作られるようになった背景を申し上げますと、これから財政はますます厳しくなっていく、政策効果の観点からも住民参加による協働のまちづくりを進めていく必要があるということから、住民自治の基本ルールを定めなければならないということで自治基本条例が作られるようになりました。そのときに、情報をどんどん流してもらわないと協働は実現できないだろうということから、自治基本条例の主旨として情報の共有ということが掲げられました。では、情報を握っているのは誰かということ、それは行政です。住民や議会が持っている情報というものもあるでしょうが、圧倒的に行政が保有する情報量が多いです。行政と住民の協働を実現するために自治基本条例で規定すべきなのは、行政の情報を市民に提供して共有することなのではないでしょうか。情報の共有によって協働を実現するために、行政に情報の提供を義務付けるというのがこの部分の主旨になると思います。そうしたときに、市民と議会と市を並列に並

べて情報公開や情報提供を書くというのが良いかは疑問が生じると思います。そういうことから多くの自治体では、議会や市民を加えないで、市に対して情報公開や情報提供、あるいは説明責任などの義務を課すような規定にしているのではないのでしょうか。

そうではなくて、恵庭の場合は議会と市と市民の関係について書く、あるいは、恵庭では市も議会も十分に情報を出しているの、あえて市は情報を提供すると言わないで市民と議会と市について同じ立場で並列に書くというのであれば、それはそれで一つの考えだとは思いますが。

条例名ですが、元々「別に条例で定める」というようなことは、あえて書く必要はないと思います。「別の条例で定めるところにより」と「恵庭市情報公開条例で定めるところにより」のどちらが分かりやすいかということではなく、その部分を抜いてもまったく支障がなく、むしろ抜いた方が文脈としては分かりやすいのではないのでしょうか。

- 原案を作った部会員ですが、他市の規定を改めて見てみますと、市民について書いているところはないようですね。議会を含めているところはあるようですが、市民を含めているところはないようです。委員長の話を聞いて思ったのですが、市民については入れなくても良いのではないかと思います。また、条例名については抜いても文章が成り立っていますね。

委員長 例えば、解説文の中で個別の条例名を出して説明するというのは分かりやすくなるかもしれませんが。条例の規定中に書くことが必ずしも分かりやすいとも言えないかもしれません。

- 分かりやすいかなと思ったのですが、一般的な条例のように、「第〇条第〇項の」というような書き方をすると、基本条例としては良くないと思いますので、委員長のお話については分かる気がします。

- 市民としては、情報を共有するのは分かりますが、提供については一体何を提供できるのかなと思いました。情報の量はまったく違いますね。

- 「市政」という言い方ではなくて、「市民生活」や「まちづくり」に関する情報とすると入り易いかと思います。

- 先ほど少し委員長が触れていましたが、協働のまちづくりをするということに対して情報を共有するという点については、市と議会と市民がその状況に達しているかという、そこまではいっていないというのが正直な感想です。その途中にある状況で書く条文にしなければならないと思います。

- 私たちが部会案を検討したときには、情報の量が多いとか少ないとかではなく、情報を共有するための働きかけは市民からもあるべきということも考えたことから、市民も書き加えたということもあります。

- もうひとつは、市や議会が持っている情報と市民が持っている情報については、質が違うのだと思います。市民生活、あるいはその地区に関する情報というのは市民が持っています。そういう情報を積極的に提供するというのは、協働のまちづくりという観点からは必要だと思いますので、市民は入っていた方が良いと思います。

事務局 資料でお配りしたものには、規定文案に併せその趣旨と解釈などを記載してあります。規定文の趣旨については、そこに記載してあるとおりです。それぞれの条について部会で話し合った

ことをまとめてあります。

○ 議会を加えると、議会側から反発があるかもしれないというのは考えられます。しかし、恵庭の議会ですとこれくらいは入れても理解は得られるのではないのでしょうか。恵庭ばかりではありませんが、どんな良い請願が出て多数会派が反対したら受け入れられません。そういう現状も踏まえて、これくらいは書いても良いのではないかと思います。

○ 私は「市政」という言葉がひっかかります。先ほど意見があったように「まちづくり」であれば良いと思います。市民がほしいのは「市政」に関する情報ではないように感じます。

○ その点については、やはり市政というと上からの圧力のような感じを受けます。先ほどご意見があった「市民生活」という言葉だと非常に受け入れ易いです。自分も関わっている感じがあります。

委員長 市政の中に市民生活に関わらないものはあるでしょうか。

○ 全部関わるのですが、言葉のイメージが受け入れづらい。

○ 「政」という字は、政策や政治というイメージでしょうから、市民生活から離れたように感じてしまうのかもしれませんが。市としては、市民がどのような状況にあるのか教えてもらわないと分からないということもあって、情報を提供してほしいと考えます。

○ この規定の解説を読んでも、考えについては良いと思うのですが、規定文だけで一般の市民が読みきれれるでしょうか。

○ 生活に困窮している人がいる、介護を必要としている人がいるなどの情報は提供してもらわないと分からないという意味も含んでいるのではないのですか。

事務局 第1項については、情報の共有について規定していて、第2項が情報の提供について書いています。第1項では、情報共有の方法として、互いに情報を提供し合って共有するということを書いていて、第2項では、議会と市に情報を積極的に提供する義務を課して、第3項では、市民に対しても自ら情報を収集するという努力義務を課したという構成で部会案は作られています。

委員長 情報の提供という点で、大きく異なる立場にある市と市民を並列にすることには疑問は残らないでしょうか。議会は市民よりは提供するものはあると思いますが、提供すべき情報というのは圧倒的に市にあるでしょう。確かに、町内に寝たきりのご老人が何人いますというような情報は提供できるかもしれませんが、しかし、市が持っている情報は多岐にわたって大量にあるのではないのでしょうか。それを並列に書くということはどうなのでしょう。基本条例に関する経緯などを考えるとどうなのかと考えてしまうのですが、皆さんがそれで良いということであれば構いません。

○ 市民、議会、市の三者の情報提供が進んでいて対等の関係にあるとは言えませんが、反対に進んでいないからこそ条例に書くという考えもあるのではないのでしょうか。情報を提供し合うことを推進するというを目的にするという考えです。情報量の多い少ないが基準になるかどうかは考えなければならないと思います。寝たきり老人の話などは分かり易いですが、例えば、道路

の円道に生えている木が生い茂って、交通の妨げになっていても市は気づかないという場合もあるでしょう。日常生活の阻害要因について市に教えることも市民の情報提供に入らないのでしょうか。一方で、市は確かに圧倒的に多くの情報を持っています。ただ、市役所内でも、特定の部署の情報が部課長会議などを通じて出されたものであっても所属員まで伝わっていないということがあるのではないのでしょうか。そういうことを改善することも、「市民、議会、市」という形で情報を提供しあうという規定から期待できないのでしょうか。ただし、こだわるものではありません。

○ 前回の会議で議会のことをやりましたが、ここで議会と市は対等のように書いているように感じられますが、議会に市の執行機関を監視、けん制する役割があるとするならば、対等でもないと考えられます。そういう意味を思い出すと、情報を共有する関係を構築することができるのだろうかと考えてしまいます。

○ 情報の共有に関しては、函館市の規定がすっきりしていると思います。実に明確に分かり易く書いてあると思います。

委員長 函館の場合は、そういう面で言うと「市は」という書き方ですね。帯広についても「市は」と書いていますね。また、先ほどご意見あったように「市民生活」という表現を使っています。

○ 函館市が用いている「市」には「市長等と議会」と定義されていて、議会を含んでいます。

○ A部会で、「市」の定義を議論したときには、議会を含んでいたように思いましたが、含んでいれば外すべきですがどうだったのでしょうか。

○ 市長と執行機関だったと思います。議会は含めなかったと思います。

委員長 自治体によって市などの定義の仕方は異なりますね。

○ 市政という言葉を使うことに問題があるのであれば、函館市のように「まちづくり」とするのが分かり易いと思います。

○ 市政は間違いではありませんが、変に勘ぐられることが心配なんです。

○ 情報公開や個人情報保護の部分では、目的を書いていますよね。ここで元に戻って、情報共有に関しても、何のためかという目的を書く必要があるのではないのでしょうか。そうすることによって市民や議会を加えることの違和感は無くなると思います。原案では市民は理解できないと思うのです。

○ そうですね。同じような構成が必要ですね。

○ 今のお話ですと、例えば、「市民、議会及び市は、協働のまちづくりを進めるため、相互に情報を提供し、共有する」というように書けば良いということですね。

○ そうです。そうしないと理解ができないのではないのでしょうか。

○ 目的を書くことによって輪郭がはっきりしますね。

委員長 どうですか。職員委員の方からもご発言をいただきたいと思います。

○ アイディアはありませんが、多分皆さんは市からの一方的な情報提供としてイメージするのは広報なのではないかと思います。広報だけでなく広聴も一緒になった姿をここではイメージしているんだと思います。広聴は、市からみれば聴くことですが、市民からは情報提供なんだと思うのです。一方通行ではなく双方向でまちづくりを進めるということをここでは書きたいと思います。ニュアンスとしてはそういうことなのですが、文章ではうまく表せません。広報だけでは一方なので、まちづくりは進まないと思いますので、双方向性が必要です。

○ 江別市の規定は分かり易いと思います。

○ 「知る権利がある」「知らせる義務がある」これをどう書くかということです。

委員長 どうでしょうか。皆さんのご意見がまとまればそれで良いのですが、それぞれのお気持ちは良く分かります。では、これとは別に、個別条例を書くことについてはどうでしょうか。

○ 個人的には違和感があります。

委員長 分かり易い条例を目指す一方で難しくしてしまっているような感じがありますね。

○ いろいろな条例や計画の集大成でもあるわけですから、基本条例にそれらの条例を掲げる必要はないように思います。

○ 「別に定める条例」ということを書かなければならないというのであれば、個別の条例名を書いた方が分かり易いです。しかし、特に書く必要がないのであれば、個別の条例名も書く必要はないと思います。取ってしまっても構わないと思います。

委員長 そうですね。取ってしまっても構いませんし、個別の条例を示すとすれば解説の中で書けば良いということになりますね。

○ 委員長がおっしゃるように解説で書けば足りると思います。規定文に書く必要はないように思います。

○ 例えば、条文中では「別に定める条例」と書いて、解説で、別に定める条例とは恵庭市情報公開条例というように書くということですね。それでも構わないと思います。

委員長 それも省いて、そういう表現をしないというお話です。

○ 基本的には現存する個別の条例と相反するものではありませんよね。

委員長 そのとおりです。そういった個別条例を踏まえて作るのが基本条例です。

○ そのとおりですね。先般市長が答弁していたと思いましたが、この条例は憲法なのかという

質問に対して、他の条例との優劣や上下というのではなく、法令や条例との調和や整合性を図りながら制定目的を果たすと言っていました。

○ 書いておくと、そういう条例があるんだと知ってもらえるかもしれませんが、基本条例に書くのは違和感があります。

○ 読む人によっては、書いてあることで解説を読まなくても分かることから分かり易いと感じる人もいるかもしれません。

委員長 そうですね。そういう人もいます。しかし、一般の市民の印象としては難しく感じてしまうのではないのでしょうか。

○ そのように思います。また、ここに書くとなると、他の部分でも関係する条例を載せなければならなくなりますか。そうなってしまうのは良くありません。

委員長 それでは個別条例名は削るということによろしいですね。それでは情報共有についてはどうしましょうか。

○ もし市民を加えるのであれば、流れとしては全ての条文にそういうニュアンスがあるということを示さなければなりませんでしょうか。原案を作った立場としては難しくなっていますが、委員長のお話もよく分かりますので、市民についてどうするか悩んでいます。

委員長 函館市の規定が分かり易いというご意見がありました。確かに分かり易い文章ですね。

○ 分かり易いのは、目的が書いてあるからだと思います。

○ 函館市の第1項のように、最初に市の情報提供を書いて、第2項で市民の情報収集について書くという構成はどうでしょうか。情報の量など異なる立場ということであれば、分けて書くということも考えて良いのかなと思います。

委員長 そうですね。函館市の第1項は、「まちづくりについて市民と共通の認識を持つために」と目的を分かり易く書いてありますね。あと、今のご意見は、第2項に市民は自ら情報を収集するよう努めるという内容を書くというものでしたか。

○ 市民の持っている情報を提供することを書くというイメージです。市民は自ら情報を収集するという部分ですが、市民の役割に書いてあったと思います。重複して書かなくても良いと思いますので、無くて良いと思います。

○ 部会案の市民の情報提供というのは、登別市の第4条第2項にある「市民からの意見、提言等をまちづくりに反映するよう努めなければならない」という立場に立っているのでしょうか。

委員長 ここでは、市民からの情報ではなく意見や提言について書いていますね。意見や提言についてこのように書くのは分かりますね。

○ 関係ないかもしれませんが、登別は「私たち市民は」と徹底して書いていますね。

委員長 提言や意見が情報の中心と考えるとそのように書くことも考えられますね。ご発言されていない委員の方もご意見をお願いします。

○ 最初に考えていたのは、委員長のお話にあったように、情報量の違いから、並列に書くと、人によっては違う受け取り方をしてしまうかもというものでしたが、解説を読んだり部会の方のお話を聞いて、どういう考えで書かれたものか理解すると、市民と議会と市がそれぞれ情報を提供し合って共有するというのは悪くない規定だと思いました。もし書くとすれば、こういった情報を何の目的で共有するんだということを書けば、情報量の違いなども分かった上で提供と共有についての理解が得られるのではないのでしょうか。先ほどから例に挙げられている函館市の規定は、目的が書かれているから分かり易いというのはそのとおりだと思います。別のご意見で分けて書くというのも分かり易くする方法のひとつだと思いますので、そのどちらが良いか考えているところです。

○ 部会案の第2項は情報の提供について書いてあって、第1項は共有についてです。共有するために情報を提供するという流れです。どんな情報を共有したくて提供し合うのかということは、規定文案からは読み切れないかもしれません。

○ 何でも情報は共有しあうものなのか、どこまでの情報を共有するのか、全部共有するのか、どの状態を目指すのかということが考えられていなかったかもしれませんね。

委員長 「市政に関する情報」とすると大変幅広くなってしまうかもしれません。「まちづくりに必要な情報」というように絞り込む方が理解が深まるかもしれませんね。後で情報の提供が出てくるので、最初は共有だけで良いでしょう。原案を元にしますと、「市民、議会及び市は、まちづくりに必要な情報を相互に共有します」という程度で良いのではないのでしょうか。そして、その次に提供について書けば良いでしょう。

○ 他市で「市民、議会及び市は、自治に関する情報を」と書いているところがありますが、「自治に関する」というのは堅くて受け入れづらい表現だと思いますので、「まちづくりに関する」という方が良いと思います。

○ この条例は、まちづくり基本条例ですので、まちづくりが良いのではないのでしょうか。

委員長 第2項について、議会の取扱いについてはどうでしょうか。議会は勿論市民に対して説明をする責任はありますが、一方で質問などによって、市から情報をもらわなければ活動ができません。そういう議会の位置づけから、市と一緒に書くのはどうかということです。

○ 議会の役割は、前の委員会ですら、再々検討となっていたと思います。条例の中の順番は、情報公開と議会の役割などはどちらが先でしょうか。

事務局 現在のところ何とも言えません。全体の構成は最後の方の市民委員会で検討することになっております。

○ 議会についてここで少し議論をすれば、再々検討する議会の規定と整合性がとれるのではないのでしょうか。説明責任などを議会に書くのであれば、ここで重複して書くのはうまくないことになりますね。

委員長	そうですね。部会がどういう案を持ってくるかにも影響されますね。
	○ 議会の役割のところには、最初の案では「自らの活動内容を市民に分かりやすく説明する」という行がありましたね。
	○ しかし、それは議員としての説明責任を書き添えて、議会については書いてなかったと思いますので、重複はしないと思います。
	○ 説明責任については、議会に持たせる方が良いのではという議論がされたと思います。
委員長	議会の部分で書く場合は、ここでは省いた方が良いでしょうね。それでは、議会の方で書くという前提で、ここでは削って案を作りたいと思います。それでは、第3項についてはどうでしょうか。市民のところを書いてあるのでいらぬのではというご意見があったと思います。
	○ 市民の役割も、権利と責務に分けて書くということで大きく変わったと思います。
委員長	そうでしたね。これも同じ部会で再々検討でしたか。
	○ 同じ部会です。
	○ ただ、役割として書いていたものを、権利と責務に変えて、責務に書くべきことから除かれたと思っています。
委員長	どういう議論の内容だったでしょうか。
事務局	見出しを「市民の役割」として3項建てで書いていた案を止めて、権利については、まちづくりに参加又は参画することを権利として書くというものでした。
委員長	これも議会と同じで市民の方で書くのであればここでは削った方が良いでしょう。
	○ 以前の議論で、市民の責務からは除かれてしまっています。
委員長	無くなっているのであればここで規定しましょうか。全然書かないことにしたのでしょうか。
事務局	部会で再検討となりましたので、今回のことも含めて部会で検討するというところでどうでしょうか。
委員長	そうですね。どちらに書くにしても、「市民は、情報を自ら収集するよう努める」では、言葉が足りない印象があります。もう少し分かり易いように書く必要があるのではないのでしょうか。例えば、「まちづくりに関する情報」とするとか、文案の文章では何を言いたいのかピンとこない印象です。
	○ 「情報」だけですと言葉足らずかもしれませんね。
委員長	例として「まちづくりに必要な情報」としておいて、部会から上がってきた規定案と整合性

を図りたいと思います。次の条は説明責任ですが、先ほどのお話ですと、議会の説明責任は議会の方で書くというものでしたので、主語から議会は削った方が良いのではないのでしょうか。情報公開や個人情報保護についても、議会についてはどうなのでしょう。

○ そうですね。市について規定するというので良いと思います。

委員長 それではそういう方向で修正して素案の原案を作っていきたいと思います。

○ 最後に少しよろしいでしょうか。議員との意見交換会や中間フォーラムをりましたが、やった後の反省会又は検討会をする必要があると思います。やった後はどうだったかと、やることはやったが、やりっぱなしではダメだと思います。

○ 反省会というのは、我々だけの反省会ということですね。

○ 中間フォーラム、議員さんとの意見交換会、それと最初の市民フォーラムとワークショップ、そういう中で出てきた問題を整理する必要があると思います。時期的にも丁度いいと思います。そこをつめた問題を反映させた方が良くと思います。

委員長 それでは、次回の市民委員会の最初は、その反省会に充てたいと思います。それまでに事務局で要旨をまとめて市民委員にお配りいただきたいと思います。本日はお疲れ様でした。